

岡山県小児・AYA 世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業実施要綱

(目的)

第1条 本事業は、将来子どもを産み育てることを望む小児・AYA 世代のがん患者等が希望をもってがん治療等に取り組めるように、将来子どもを授かる可能性を温存するための妊孕性温存療法及び妊孕性温存療法により凍結した検体を用いた生殖補助医療等（以下「温存後生殖補助医療」という。）に要する費用の一部を予算の範囲内において助成し、その経済的負担の軽減を図るとともに、患者から臨床情報等のデータを収集し、妊孕性温存療法及び温存後生殖補助医療の有効性・安全性のエビデンス創出や長期にわたる検体保存のガイドライン作成等の妊孕性温存療法及び温存後生殖補助医療の研究（以下「研究」という。）を促進することを目的とする。

(実施主体)

第2条 実施主体は、岡山県（以下「県」という。）とする。

(妊孕性温存療法の対象者)

第3条 本事業における妊孕性温存療法の対象者については、以下の条件を全て満たす者とする。

(1) 対象者の年齢

第4条に定める対象となる妊孕性温存療法に係る治療の凍結保存時に43歳未満の者。なお、第4条(1)胚(受精卵)凍結に係る治療の場合は、原則、治療開始時点で法律婚の関係にある夫婦のうち、女性が妊孕性温存療法対象者である場合を対象とするが、生まれてくる子の福祉に配慮しながら、事実婚(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合をいう。以下同じ。)の関係にある者も対象とすることができる。婚姻関係の確認手法等については、第3条の2(5)に準じることとする(ただし、事実婚関係に関する申立書は様式第1-5号を用いること。

(2) 対象者の居住地

第8条に定める申請時に岡山県内に住所を有する者

(3) 対象となる原疾患の治療内容

対象となる原疾患の治療内容については、以下のいずれかとする。

- ① 「小児、思春期・若年がん患者の妊孕性温存に関する診療ガイドライン」(一般社団法人日本癌治療学会)の妊孕性低下リスク分類に示された治療のうち、高・中間・低リスクの治療
- ② 長時間の治療によって卵巣予備能の低下が想定されるがん疾患：乳がん(ホルモン療法)等
- ③ 造血幹細胞移植が実施される非がん疾患：再生不良性貧血、遺伝性骨髄不全症候群(ファンconi貧血等)、原発性免疫不全症候群、先天代謝異常症、サラセミア、鎌状赤血球、慢性活動性EBウイルス感染症等
- ④ アルキル化剤が投与される非がん疾患：全身性エリテマトーデス、ループス腎炎、多発性筋炎・皮膚筋炎、ベーチェット病等

(4) 対象者の選定方法

県が第5条(2)により指定する同条(2)①の医療機関(以下「妊孕性温存療法指定医療機関」という。)の生殖医療を専門とする医師及び原疾患担当医師により、妊孕性温存療法に伴う影響について評価を行い、生命予後に与える影響が許容されると認められる者を対象とする。

ただし、子宮摘出が必要な場合等、本人が妊娠できないことが想定される場合を除く。なお、(3)の治療前を基本としているが、治療中及び治療後であっても医学的な必要性がある場合には対象とする。

(5) 説明及び同意

妊孕性温存療法指定医療機関は、対象者に対し、妊孕性温存療法を受けること及び本事業に基づく研究への臨床情報等の提供をすることについて説明を行った上で、本事業に参加することについての同意が得られた者を対象とする。

対象者が未成年患者の場合は、できる限り本人も説明を受けた上で、親権者又は未成年後見人による同意が得られた者を対象とする。

(温存後生殖補助医療の対象者)

第3条の2 本事業における温存後生殖補助医療の対象者については、以下の条件を全て満たす者とする。

(1) 対象者の年齢等

① 夫婦のいずれかが、第3条を満たし、第4条に定める治療を受けた後に、第4条の2に定める対象となる治療を受けた場合であって、第4条の2に定める治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがない又は極めて少ないと医師に診断された者(原則、法律婚の関係にある夫婦を対象とするが、生まれてくる子の福祉に配慮しながら、事実婚の関係にある者も対象とすることができる。)

② 治療期間の初日における妻の年齢が原則43歳未満(43歳以上について第6条(2)、(6)及び(7)は対象とするが、第7条の2及び第8条は当面对象としない。)である夫婦

(2) 対象者の居住地

第8条に定める申請時に岡山県内に住所を有する者

(3) 対象者の選定方法

県が第5条(2)により指定する同条(2)②の医療機関(以下「温存後生殖補助医療指定医療機関」という。)の生殖医療を専門とする医師及び原疾患担当医師により、温存後生殖補助医療に伴う影響について評価を行い、生命予後に与える影響が許容されると認められる者を対象とする。

(4) 説明及び同意

温存後生殖補助医療指定医療機関は、対象者に対し、温存後生殖補助医療を受けること及び本事業に基づく研究への臨床情報等の提供をすることについて説明を行った上で、本事業に参加することについての同意が得られた者を対象とする。

(5) 婚姻関係の確認がなされた者(その確認手法等について)

① 法律婚の場合

戸籍謄本の提出を求め、確認することとする。

② 事実婚の場合

a～c の書類の提出を求め、確認することとする。

a 両人の戸籍謄本（重婚でないことの確認）

b 両人の住民票（同一世帯であるかの確認。同一世帯でない場合は、c でその理由について記載を求めること。）

c 両人の事実婚関係に関する申立書（様式第3－4号）

なお、事実婚関係にある夫婦が本事業の助成を受ける場合は、温存後生殖補助医療の結果、出生した子について、認知を行う意向があることを確認すること。

（対象となる妊孕性温存療法に係る治療）

第4条 本事業の対象となる妊孕性温存療法に係る治療については、以下のいずれかとする。

- (1) 胚（受精卵）凍結に係る治療
- (2) 未受精卵凍結に係る治療
- (3) 卵巣組織凍結に係る治療（組織の再移植を含む）
- (4) 精子凍結に係る治療
- (5) 精巣内精子採取術による精子凍結に係る治療

（対象となる温存後生殖補助医療）

第4条の2 本事業の対象となる温存後生殖補助医療については、以下のいずれかとする。

- (1) 第4条（1）で凍結した胚（受精卵）を用いた生殖補助医療
- (2) 第4条（2）で凍結した未受精卵を用いた生殖補助医療
- (3) 第4条（3）で凍結した卵巣組織再移植後の生殖補助医療
- (4) 第4条（4）又は（5）で凍結した精子を用いた生殖補助医療

ただし、以下に係る生殖補助医療は助成対象外とする。

- ① 夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供によるもの
- ② 借り腹（夫婦の精子と卵子を使用できるが、子宮摘出等により妻が妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を、妻以外の第三者の子宮に注入し、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するものをいう。）によるもの
- ③ 代理母（妻が卵巣と子宮を摘出した場合等、妻の卵子が使用できない、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するものをいう。）によるもの

（県の実施方法）

第5条 県は次のとおり事業を実施するものとする。

- (1) がん・生殖医療連携ネットワーク体制の構築

県は、以下の目的を達成するため、あらかじめ(2)①又は②により指定する医療機関（以下「指定医療機関」という。）、原疾患治療施設及び県等によるがん・生殖医療連携ネットワークを構築する。

なお、がん・生殖医療連携ネットワーク体制の構築に当たっては「地域がん・生殖医療ネットワークの構築と機能に関する研究班の基本的考え」（がん・生殖医療連携ネットワークの全国展開と小児・AYA 世代のがん患者に対する妊孕性温存の診療体制の均てん化にむけた臨床研究—がん医療の充実を志向して 令和2年度 研究代表者：鈴木直）を参考とする。

- ① 対象者が適切に妊孕性温存療法及び温存後生殖補助医療を知り、希望した場合に速やかに、かつ、適切な妊孕性温存療法及び温存後生殖補助医療を受けることができる体制を構築する。
- ② 関係者と連携して相談支援体制を確保する。

(2) 指定医療機関の指定

知事は、医療機関からの第6条(1)の申請に対して、以下の①又は②の医療機関を指定医療機関として指定する。

- ① 本事業の妊孕性温存療法実施医療機関（検体保存機関）として、日本産科婦人科学会又は日本泌尿器科学会が承認（仮承認を含む。）した医療機関のうち、第6条((4)及び(5)を除く。)に定める事項を実施できる医療機関
- ② 本事業の温存後生殖補助医療実施医療機関として、日本産科婦人科学会が承認（仮承認を含む。）した医療機関のうち、第6条((3)及び(5)を除く。)に定める事項を実施できる医療機関。ただし、令和5年9月30日までは、日本産科婦人科学会が定める医療機関を承認するまでの期間については、①の医療機関のうち、第6条(4)に定める事項を実施できる医療機関を温存後生殖補助医療実施医療機関として、指定することができるものとする。

なお、令和5年9月30日までに知事の指定を受けた指定医療機関は、令和5年4月1日以後であれば、(1)のがん・生殖医療連携ネットワーク体制の構築後から指定医療機関の指定を受けていたものとみなす。

(3) 他の都道府県の医療機関の指定

- ① 知事は、(2)の指定医療機関の指定においては、他の都道府県の医療機関を指定することができる。
- ② 知事は、他の都道府県知事が指定した医療機関を知事が指定したものとしてみなす。

(4) 指定医療機関の取消し

知事は、指定医療機関により指定の辞退の申し出があったとき、指定医療機関が指定要件を欠くに至ったとき、又は、指定医療機関として不相当と認めるものであるときは、その指定を取り消すことができるものとする。

ただし、令和3年度に日本産科婦人科学会の医学的適応による未受精卵子、胚（受精卵）及び卵巢組織の凍結・保存に関する登録施設として指定を受けた妊孕性温存療法指定医療機関について、(2)の指定に必要な手続を取っている期間の間は取消しを猶予することができる。取消しの猶予が可能な期間は、令和5年9月30日までとし、それ以降の猶予は出来ないものとする。

取消しに当たっては、他の指定医療機関等と連携し、当該医療機関で治療を行った者、治療中の者、治療を希望する者が不利益を被ることのないよう対応することを指示するとともに、十分な周知を行う等の対応を行う。

(5) 助成事業の実施

県は、第3条又は第3条の2に定める対象者が、指定医療機関において第4条又は第4条の2に定める治療に要した費用の一部を助成する。

(6) 普及啓発等

県は、対象者やその家族等に対して制度の普及啓発を行うとともに、相談窓口の設置等に努める。特に、原疾患治療施設等に対して広く周知することとし、がん診療連携拠点病院等、難病医療拠点病院、がん相談支援センター、難病相談支援センター等の施設においては、当該事業について院内等で掲示し、対象となる可能性のある者への周知、説明を実施するよう依頼する。

(7) 台帳の整備

県は、助成の状況を明確にするため、本事業に係る台帳を備付け、助成の状況を把握する。なお、転居等により以前の助成状況を把握していない場合は、前住所地等へ照会する等適宜確認を行う。

(8) 助成実績情報の共有

指定医療機関における日本がん・生殖医療登録システムへの臨床情報等のデータ入力状況の確認・フォローアップ等による本事業の推進を目的として、国または日本がん・生殖医療学会から当該事業の助成状況について紹介があった場合は、必要に応じて情報提供を行う。

(指定医療機関及び原疾患治療施設の実施方法)

第6条 指定医療機関及び原疾患治療施設は次のとおり事業を実施するものとする。

(1) 指定申請

第5条(2)の指定を受けようとする医療機関は、岡山県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業指定医療機関指定申請書(様式第2号)を知事に提出する。

(2) 対象者への情報提供等

指定医療機関及び原疾患治療施設は、対象者への情報提供・相談支援・精神心理的支援を行う。

(3) 妊孕性温存療法証明書の交付

妊孕性温存療法指定医療機関は、第3条の対象者に対して第4条に定める治療を実施したことを証明する岡山県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業に係る妊孕性温存療法証明書(妊孕性温存療法実施医療機関)(様式第1-2号)を交付する。

(4) 温存後生殖補助医療証明書の交付

温存後生殖補助医療指定医療機関は、第3条の2の対象者に対して第4条の2に定める治療を実施したことを証明する岡山県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業に係る温存後生殖補助医療証明書(温存後生殖補助医療実施医療機関)(様式第3-2号)を交付する。

(5) 原疾患治療証明書の交付

原疾患治療施設は、第3条の対象者に対して第3条(3)に規定する治療を実施したこと又は実施予定であることを証明する岡山県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業に係る証明書(原疾患治療実施医療機関)(様式第1-4号)を交付する。

(6) 日本がん・生殖医療登録システムへの入力

指定医療機関は臨床情報等のデータを日本がん・生殖医療登録システムへ入力するとともに、定期的（年1回以上）に対象者のフォローアップを行い、自然妊娠を含む妊娠・出産・検体保存状況及び原疾患の転帰等の情報を日本がん・生殖医療登録システムへ入力する。

また、指定医療機関は対象者に対して、対象者自身で自然妊娠を含む妊娠・出産・検体保存状況及び原疾患の転帰等の情報の入力可能な専用のスマートフォンアプリの取得及び使用を促す。

(7) 同意の取得

指定医療機関は、対象者に対して、以下のとおり同意を得ること。

- ① 妊孕性温存療法又は温存後生殖補助医療を受けること及び本事業に基づく研究への臨床情報等の提供を行うことについて説明を行った上で、本事業に参加することの同意を得ること。
- ② 対象者が未成年患者の場合は、できる限り対象者本人に対しても説明を行った上で、親権者又は未成年後見人による同意を得ること（第3条の対象者に限る。）。
- ③ ②の同意取得時に未成年だった対象者が成人した時点で、検体凍結保存の継続について、説明を行った上で同意を得ること（第3条の対象者に限る。）。

(妊孕性温存療法に係る助成額等)

第7条 助成額等については次に定めるとおりとする。

(1) 助成の対象となる費用

助成対象となる費用は、妊孕性温存療法及び初回の凍結保存に要した医療保険適用外費用とする。

ただし、入院室料（差額ベッド代等）、食事療養費、文書料等の治療に直接関係のない費用及び初回の凍結保存費用を除く凍結保存の維持に係る費用は対象外とする。

なお、本事業は、保険診療と保険外診療を組み合わせる行う保険外併用療法（いわゆる混合診療）を認めるものではなく、保険外診療である妊孕性温存療法を受けた場合の自己負担の一部を助成するものとする。

(2) 助成額及び助成上限額

治療毎の1回あたりの助成上限額については、別表1のとおりとする。

(3) 助成回数

助成回数は、対象者一人に対して通算2回までとする。

なお、異なる治療を受けた場合であっても通算2回までとする。

(4) 助成の対象外

本事業の対象となる費用について、他制度の助成を受けている場合は、本事業の助成の対象外とする。

また、夫、妻の両者が第3条を満たし、ともに第4条に定める治療を受けた後に、第4条の2に定める対象となる治療を受けた場合、夫婦の一方のみに第4条の2の区分のいずれかで助成を行うこととし、それぞれが別に助成を受けることは認められない。

(温存後生殖補助医療に係る助成額等)

第7条の2 助成額等については次に定めるとおりとする。

(1) 助成対象となる費用

助成対象となる費用は、温存後生殖補助医療に要した医療保険適用外費用とする。

ただし、入院室料(差額ベッド代等)、食事療養費、文書料等の治療に直接関係のない費用は対象外とする。また、主たる治療を医療保険適用で実施している場合における先進医療等の自己負担部分は対象外とする。

なお、本事業は、保険診療と保険外診療を組み合わせる行う保険外併用療法(いわゆる混合診療)を認めるものではなく、保険外診療である温存後生殖補助医療を受けた場合の自己負担の一部を助成するものとする。

(2) 助成額及び助成上限額

治療毎の1回あたりの助成上限額については、別表2のとおりとする(詳細については別紙1を参照)。

(3) 助成回数

助成回数は、初めて温存後生殖補助医療の助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満である場合、通算6回(40歳以上であるときは通算3回)までとする。ただし、助成を受けた後、出産した場合は、住民票と戸籍謄本等で出生に至った事実を確認した上で、これまで受けた助成回数をリセットすることとする。また、妊娠12週以降に死産に至った場合は、死産届の写し等により確認した上で、これまで受けた助成回数をリセットすることとする。

(4) 助成の対象外

本事業の対象となる費用について、他制度の助成を受けている場合は、本事業の助成の対象外とする。

(助成の申請)

第8条 本事業による助成を受けようとする対象者は、岡山県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業参加申請書(様式第1-1号又は様式第3-1号)及び必要書類を添付した上で、妊孕性温存療法に係る費用又は温存後生殖補助医療に係る費用の支払日の属する年度内に、県に申請する。ただし、妊孕性温存療法実施後、期間を置かずに原疾患治療を開始する必要がある等のやむを得ない事情により、当該年度内に申請が困難であった場合には、翌年度に申請することができる。

(個人情報の保護)

第9条 本事業の関係者は、患者等に与える精神的影響を考慮して、本事業によって知り得た情報の取扱いについて慎重に配慮するよう留意するとともに、特に個人情報の取扱いについては、その保護に十分配慮すること。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附則

1 この要綱は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和 3 年 7 月 1 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附則

1 この要綱は、令和 4 年 6 月 1 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附則

1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和 5 年 5 月 1 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

別表 1

対象となる治療	1回あたりの助成上限額（円）
胚（受精卵）凍結に係る治療	35万
未受精卵凍結に係る治療	20万
卵巣組織凍結に係る治療（組織の再移植を含む）	40万
精子凍結に係る治療	2万5千
精巣内精子採取術による精子凍結に係る治療	35万

別表 2

対象となる治療	1回あたりの助成上限額（円）
第4条（1）で凍結した胚（受精卵）を用いた生殖補助医療	10万
第4条（2）で凍結した未受精卵を用いた生殖補助医療	25万 ※1
第4条（3）で凍結した卵巣組織再生移植後の生殖補助医療	30万 ※1～4
第4条（4）及び（5）で凍結した精子を用いた生殖補助医療	30万 ※1～4

※1 以前に凍結した胚を解凍した胚移植を実施する場合は10万円

※2 人工授精を実施する場合は1万円

※3 採卵したが卵が得られない、又は状態の良い卵が得られないため中止した場合は10万円

※4 卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止した場合及び排卵準備中、体調不良等により治療中止した場合は対象外

